

令和 8 年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

実施要領	実施計画の内容
第 3．地域技能振興コーナー事業	
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	(1) 地域技能振興コーナー ア 地域の窓口となる鹿児島県技能振興コーナーを設置し、中央技能振興センターと連携を図りながら、事業を円滑に実施する。 イ 技能振興コーナーでは、利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行う。 ウ 技能振興コーナーは、中央技能振興センターに対して、事業の進捗状況、実績等必要な報告を行いながら、随時進捗管理を行い、計画的に事業を実施する。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 イ 一般職員及び事務補佐員の配置	(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置 県職業能力開発協会（以下「県協会」という。）の技能検定課長をコーナー長として兼務することとし、進捗状況の管理及び実績把握、地域の業界団体等との連絡調整などを行う。 イ 一般職員及び事務補佐員の配置 ・一般職員（コーディネーター）2 名 コーナー長の業務を補佐し、各事業の実施、進捗管理及び実績把握 などを行う。 ・事務補佐員（兼務）1 名 本事業の経理業務などを行う。

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 令和8年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。 なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。 また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認した上で、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うこと。 ものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態とすることは、効率的にものづくりマイスターをコーディネートする上で必要不可欠であることから、上記以外の者においても最新の情報となるよう努めること。	(1) ものづくりマイスターの開拓 地域のニーズ等を踏まえて、ものづくりマイスターが不足している職種を中心に、業界団体や技能検定委員等へものづくりマイスターに係るリーフレットを配布するとともに、個別に企業、業界団体を訪問し、積極的に掘り起こしに努める。 ・訪問先：業界団体、技能検定委員所属の企業など ・訪問頻度：10月（4月～1月）×1人×月2回 過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターについては、当団体から文書等により活動の意思や登録内容等を確認し、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除や変更の手続きを行うなど、ものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態や適正管理に努める。
(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除	(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。

基準に該当する場合を除く。）。	
(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスター認定申請要領に基づき、申請書の受理を行い、申請書類を取りまとめてセンターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。	(4) ものづくりマイスターに対する研修 新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告作成方法等の事務を含む指導技法等講習を実施する。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。 イ 研修内容 センターから提供される指導技法等講習の資料等を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国と均一化したものにする。 個人情報保護、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や必要に応じて実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修も行う。 また、地域若者サポートステーションへものづくりマイスターを派遣する場合には、派遣対象者に平成27年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に研修を実施する。

また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。

地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施することとしているが、この施設を利用する者は配慮を必要とする場合があるため、この施設での派遣をする場合には、派遣対象者に平成 27 年度の成果物（サポステ支援対象者向け指導技法）を活用して派遣前に研修を実施すること。

なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うこと。この場合、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例集等を情報提供することとして差し支えない。

ウ 交通費の負担

指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。

エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加

第 2. 3 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。

なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、最新版のテキストや事例集等を情報提供する。

ウ 交通費の負担

指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して、県協会の規程に基づいて交通費を支給する。ただし、受講手当は支給しない。

エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加

センター主催の「事例発表・意見交換会」に、ものづくりマイスター 2 名程度が参加するよう勧奨を行う。

参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、基本的にはオンラインでの開催を想定している。	
3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネート	(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 技能振興コーナーに、コーナー長とコーディネーター(2名)を配置し、県協会が実施している技能検定制度の業界団体、企業・事業所、学校等への普及や職業訓練指導員の養成等の際に得た実技指導等に関する情報を活用しながら、人材育成に係る取組方法や実技指導等についての相談・援助を行い、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣のコーディネートを行う。
(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。)等	【ものづくりマイスターの派遣】 ア 派遣対象企業等・指導対象者 合計 <u>派遣日数：182 日</u> <u>派遣件数：41 件</u> <u>派遣延べ人数：246 人</u> <u>派遣活動数：1,410 人日</u> ① 中小企業等 <u>18 企業 270 人日</u> 6 企業× 5 人× 3 日＝ 90 人日 10 企業× 3 人× 5 日＝150 人日 1 企業× 2 人×10 日＝ 20 人日※

② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）等	1 企業× 1 人×10 日＝ 10 人日※ ※技能五輪全国大会参加選手対象 ② 業界団体 <u>団体 120 人日</u> 2 団体×30 人× 2 日＝120 人日 ③ 工業高校等学校 <u>21 校 1,020 人日</u> 6 校 ×30 人× 2 日＝360 人日 4 校 ×15 人× 6 日＝360 人日 4 校 × 5 人× 5 日＝100 人日 1 校 ×30 人× 3 日＝ 90 人日 2 校 × 1 人×10 日＝ 20 人日 （競技大会参加選手） 1 大学×10 人× 3 日＝30 人日 1 専門×15 人× 2 日＝30 人日 2 専門× 5 人× 3 日＝30 人日 【熟練技能者の派遣】 ア 派遣対象企業等・指導対象者 合計 <u>派遣日数：11 日</u> <u>派遣件数： 4 件</u> <u>派遣延べ人数：13 人</u> <u>派遣活動数：130 人日</u> ① 中小企業等 なし ② 業界団体 なし ③ 工業高校等学校 <u>4 校 130 人日</u> 3 校 ×10 人×1 職種×3 日＝90 人日 1 専門×10 人×2 職種×2 日＝40 人日
（3）ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	【ものづくりマイスターの派遣】 ア サポステ <u>1 事業所 10 人日</u> 1 事業所×10 人× 1 日＝ 10 人日 イ 小中学校等 <u>26 校 740 人日</u> 小学校 21 校 590 人日 3 校 ×50 人× 1 日＝150 人日 8 校 ×30 人× 1 日＝240 人日 10 校 ×20 人× 1 日＝200 人日

ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信 ※ 該当県においては、各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信も含む。	中学校 5校 150人日 5校 ×30人×1日=150人日 ウ 不特定多数 <u>2施設 1,360人日</u> 合同技能体験 8職種×10人×1日= 80人日 技能体験まつり 16職種×40人×2日=1,280人日 【熟練技能者の派遣】 ア サポステ なし イ 小中学校等 なし ウ 不特定多数 <u>2施設 160人日</u> 技能体験まつり 2職種×40人×2日=160人日
4 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実	(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 令和9年度に技能五輪全国大会に参加意向がある競技職種について、予選を実施する。 (ア) 対象地域 本県の青年技能者を対象に実施 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 県協会と実施方法等を協議して共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種

施職種 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料 2,000 円を徴収すること。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供すること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	1 職種 西洋料理 b 予選会の参加手数料の徴収 実施要領に基づき、予選会参加者から参加手数料 2,000 円を徴収する。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供する。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 ・支援内容 本事業により、参加選手とその指導者の参加旅費及び工具等の運搬費の支援を行う。また、本事業とは別に、当団体から参加選手へ、強化訓練費（技能五輪全国大会：3 万円、若年者ものづくり競技大会：2 万円）の支援を行う。 更に、技能五輪全国大会等での入賞を目指すため、熟達した高い技能・知識を有する現代の名工や全技連マイスターを派遣して、参加選手への効果的な実技指導を行う。 ・参加職種と参加人数等（予定） 技能五輪全国大会：5 職種 10 人 （家具、建具、建築大工、左官、日本料理） 若年者ものづくり競技大会：5 職種 8 人 （電子回路組立て、ロボットソフト組込み、旋盤、木材加工、造園）
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労	(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 中央技能振興センターからの要請に応じて、紹介コンテンツの作成支援を行う。 令和 8 年度の被表彰者の紹介コンテンツのうち、被

働職に入職することを促進するため、令和8年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。 イ 60回記念式典の実施（東京都地域技能振興コーナーに限る。） 令和8年度は卓越した技能者表彰を開始してから60回目の節目に当たる年度であることから、これを契機として、東京都において記念式典を実施すること。 なお、記念式典については、式典単独ではなく、第3.3(3)の不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信を兼ねて実施することも差し支えない。	表彰者のプロフィール、仕事に対する思い、これから入職する若者に伝えたいことについて、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、作品や作業風景の写真と共に取材結果をセンターに提出する。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかの認定を受けた事業者から、認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝える。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	(1) 連携会議の設置 地方公共団体、教育関係機関、関係団体等で構成する連携会議を設置し、運営する。 なお、本事業の効果を高められるよう、幅広い関係機関・団体に参加を求める。 〔連携会議の委員〕 ア 鹿児島労働局職業安定部訓練課 イ 県商工労働水産部雇用労政課 ウ 県教育庁高校教育課 エ 県教育庁義務教育課

	オ 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 カ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島職業能力開発促進センター キ 九州職業能力開発大学校附属 川内職業能力開発短期大学校 ク 県立宮之城高等技術専門校 ケ 県高等学校教育研究会工業部会 コ 県中学校技術・家庭科教育研究会 サ 県中小企業団体中央会 シ 県技能士会連合会 ス 一般社団法人鹿児島県建築協会 セ 株式会社現場サポート（IT関係） ソ 県職業能力開発協会
（２）連携会議の開催回数 連携会議は、年間２回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	（２）連携会議の開催回数 ・開催時期：第１回 令和８年４月 第２回 令和８年１２月 ・想定議題 - 第１回 実施計画を踏まえたものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定） - 第２回 事業実施状況や次年度に向けた改善事項
（３）都道府県労働局との連携 中小企業及び教育機関（大学、専門学校等）等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、令和７年度においては、個別に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討することとしたところであり、令和８年度も引き続き労働局と連携した取組が促進されるよう、必要に応じて労働局職業安定部を訪問すること。例えば、ハローワークの相談員等が学校等を訪問する際に携行	（３）都道府県労働局との連携 年度当初に、鹿児島労働局を訪問し、当該事業を効果的に進めるために、労働局とどのような連携した取組ができるのか相談の上、検討する。 想定される連携した取組としては、鹿児島労働局とハローワークとのオンライン会議やハローワーク巡回により、ものづくりマイスター制度の説明を行い、ハローワーク庁舎等へのものづくりマイスターパンフレット等の配架やハローワーク窓口での求人中小企業等へのものづくりマイスター制度の紹介を依頼する。 さらには、ハローワーク相談員等が大学等教育機関を訪問する際に同行して、制度の周知や講義でのものづくりマイスター等の実演・指導等ができないか検討を行い、教育機関や特に中小企業における派遣先の開拓に努める。

しての周知や、ものづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架したり、説明会やセミナー等の機会を活用して制度周知に協力してもらうよう依頼するほか、特に中小企業の派遣先の開拓に繋がるよう具体的に調整すること。 また、労働局（ハローワーク）が実施しているハロートレーニングに係るイベントでのものづくり体験教室等や「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」においてもものづくりマイスター等が技能の実演・指導を含む講義を行うことも、本連携の一方法であること。	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	1 電子メール誤送信 (1) 電子メール宛先誤り 宛先のメールアドレスをダブルチェックする。 (2) 送信方法誤り ① 送信方法が BCC であるかをダブルチェックする。 ② 宛先が複数の場合は、強制的に BCC に変換して送信する。 (3) 送信情報誤り ① 送信する文書及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。 ② 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メール文章等を使い回ししない。） ③ 機密情報は、漏えい防止のために暗号化する。 2 FAX 誤送信 ① 宛先、FAX 番号及び送信文書等が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えて電子メールを使用するように業務方法を変更する。 3 郵便物誤送付 ① 宛先、文書及び封入物が正しいかダブルチェックする。 ② 機密情報は、漏えい防止のために親展扱いで書留等の受

	領確認ができる方法により送付する。 4 手渡し誤り 手渡す相手と手渡す物が正しいかダブルチェックする。 5 アップロード誤り アップロードする事項の内容及びアップロード先が正しいかダブルチェックする。 6 その他 1～5に定めるもののほか、受託者として、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のためにあらゆる対策を講じる。
--	--